

令和5年度第2回農業委員会総会議事録

開会月日	令和5年5月25日(木)	開議の時刻	午前10時10分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前11時05分			
議 長	東松山市農業委員会 長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	〃	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	〃	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件</li> <li>・その他</li> </ul>				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 4 番 千葉 有美子 委員 5 番 宇津木 昭一 委員
	議事の訂正	事務局より、議案第 2 号 1 番について、取り下げのため総会資料から削除をする旨の説明がなされた。
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 大岡地区・藤野委員より、1 番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、熊谷市在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自分の野菜を作るため、渡人はやる人がいないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 1 5 0 日を超えることを申請書類から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>島田委員より、本案件は、農地法第 3 条の下限面積要件が撤廃されたことにより申請が可能になった人による、初めての申請案件なので、慎重に審議するため、次回への継続案件とするべきでは、との意見が出された。</p> <p>議長は全員に確認し、次回再度審議をすることを確認した。</p> <p>2 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、2 番の申請について、大字上押垂在住の申請人（受人）より、大字上押垂在住の申請人（渡人）が、大字上押垂地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は農業経営拡大の為、渡人は農業経営縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し</p>

議案第 2 号  
農地法第 5 条  
の規定による  
許可申請承認  
の件

た。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について

(1 番の申請について、総会資料から削除された)

2 番の申請について

松山地区・千葉委員より、2 番の申請について、大字松山在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字野田地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

松山地区・千葉委員より、3 番の申請について、大字野田在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字野田地内に所有する農地（畑 2 筆）を、道路に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、道路の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

松山地区・千葉委員より、4 番の申請について、大字市ノ川在住の申請人（受人）より、大字市ノ川在住の申請人（渡人）が、大字市ノ川地内に所有する農地（田 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5 番の申請について

大岡地区・藤野委員より、5 番の申請について、和泉町在住の申請人（受人）より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（田 1 筆）を、専用住宅（自己用住宅）に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、専用住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6 番の申請について

大岡地区・藤野委員より、6 番の申請について、栃木県足利市に所在する申請人（受人）としての法人より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 2 筆）を、太陽光発電パネル設置のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、太陽光発電パネル設置の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、7 番の申請について、大字石橋に所在する申請人（受人）としての法人より、元宿 1 丁目在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、貸店舗に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、貸店舗の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

8 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、8 番の申請について、群馬県太田市に所在する申請人（受人）としての法人より、大字石橋在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字石橋地内に所有する農

地（田 4 筆）を、駐車場・資材置場（拡張）に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場・資材置場（拡張）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 9 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、9 番の申請について、東京都新宿区に所在する申請人（受人）としての法人より、坂戸市在住の申請人（渡人）が、大字宮鼻地内に所有する農地（田 1 筆）を、資材置場（一時転用）にするため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、農用地区域内農地であるが、資材置場（一時転用）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 10 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、10 番の申請について、川越市在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 11 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、11 番の申請について、大字古凍在住の申請人（受人）より、大字古凍在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

<p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p>	<p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>12 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、12 番の申請について、大字下野本在住の申請人（受人）より、大字下野本在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、45 筆の利用権設定を承認した。</p>
<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件</p>	<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、4 件を確認する</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、8 件を確認する。</p>

その他

農業委員会総会の開催について

次回開催日 令和5年6月26日(月)  
午前10時20分～

会 場 市総合会館3階 303会議室

午前11時5分議長は今回上程した議案について審議を終  
了した旨を告げ、令和5年度第2回総会を閉じた。

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年6月26日

議長 野村 孝行

委員 千葉 有美子

委員 宇津木 昭一